

Pマークニュース

<2017年盛夏号(第20号記念)> Vol. 20

(株) トムソンネット

Pマークコンサルティンググループ

2017年盛夏号(第20号記念) 目次

1. Pマークニュース創刊20号に寄せて
2. 《新企画》保険代理店様における個人情報保護への取り組み
3. 改正個人情報保護法の施行されました(続々)
4. 5年を振り返って(Pマークニュース創刊の頃と比較する)
5. トムソンネットからのお知らせ



1. Pマークニュース創刊20号に寄せて

財団法人日本情報処理開発協会(現、一般財団法人日本情報経済社会推進協会)が通商産業省(現、経済産業省)の指導を受けて、プライバシーマーク制度を創設し、1998年4月1日より運用を開始してから19年が経ちます。

プライバシーマーク制度は、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める「国家資格」制度です。(注。JIPTECホームページより)

然しながら費用的な制約からなかなか取得し辛かった中小零細企業、特に保険代理店の分野でもこれを普及しようという事で、トムソンネットでは2010年に普及価格でこれを取得するためのコンサルティングサービスを開始しました。

既に、15社で資格取得時におけるコンサルサービスをご利用頂き、2年ごとの資格更新でも12社で保守サービスをさせて頂いております。

欧米に比べて厳正さを欠くといわれる我が国のプライバシー情報の取り扱い水準を世界標準に近づけられるよう、今後ともこのサポートを継続させ発展させて参りたいと考えております。

時あたかもこの3月に発表された金融庁の「顧客本位の業務運営(フィデューシャリ・デューティ)に関する原則」では「プリンシプルベースへ」との方針が打ち出されていますが、そのことは基本ルールが厳正に守られることが大前提であり、今後とも個人情報の取り扱いが適切に行われることがますます重要になって来ることに変わりありません。

トムソンネットでは、皆様方のビジネスを支えて行けるよう、今後とも微力ながら力を尽くして参る所存です。以後、ますますのご鞭撻のほど、宜しく願い申し上げます次第です。

2017年8月吉日

株式会社トムソンネット
代表取締役 森川勝彦

2. 《新企画》 保険代理店様における個人情報保護への取り組み ー プライバシーマークの初回更新を終えて ー

本紙では個人情報保護や、P マーク取得、情報セキュリティの強化といった保険代理店様における課題解消のヒントとなる情報提供によって、さらなる紙面の充実を図りたいと考えております。

今回はその第一弾として3年前にP マークを取得され、その後も弊社と親しくお付き合いを戴いております共立株式会社業務管理部の下山様から、上記テーマについてご寄稿戴きました。

(1) 保険代理店として、P マークを取得し、維持して良かった点

弊社は2014年9月からPMSを導入して2014年度末にPマークの認証取得を行ないました。P マークを取得し維持して良かったことは大きく二つあります。

第一に、PMS 導入により日常的な入退館管理をはじめ授受記録、廃棄実施記録等の個人情報管理に係る基本的な運用が定着し個人情報の取扱いに対する社員の意識が一層強くなったことは勿論ですが、その後のマイナンバー対応等、PMS を通じて漏れなく関連する法令等に適切に対応できる体制が構築できたことです。

第二に、定期的な自己点検・社内監査（C）や代表者による見直し（A）の実施手順等のルールが明確になり、会社としてPDCA サイクルによる継続的な改善取組をすすめた実績が2016年5月施行の改正保険業法で強く求められております保険代理店の自律化（PDCA 体制の構築）や顧客保護に向けた態勢整備にも役立ったことです。

(2) 情報保護に関する今後の課題

個人情報保護に関しては現行PMSによる着実な改善取組を継続的にすすめていくことが大切と考えていますが、弊社のような法人顧客が多い企業では法人顧客情報保護も大切です。しかしながら、法人顧客情報に関してはその定義をはじめ運用面でも不明確な点があるため、法人顧客情報保護ルールの策定が次の課題と考えています。

法人顧客情報保護に関する運用ルールの策定検討にあたって参考となるものが殆どないため、個人情報保護に特化したPMS 関連規程及びその運用との関連整理を含めてトムソンネットのご協力をいただきながら現在検討している所です。

(3) PMS の運用において、コンサル会社（トムソンネット）による情報提供や運用支援等のサービスについて

PMS 導入検討当初にPMS 導入からP マーク認証取得までどこから手をつけたらよいか手探り状態の中、企業における情報セキュリティやP マーク審査等の経験豊富なトムソンネットの皆様より当社事情を考慮した具体的な作業手順等の丁寧な説明いただき、個々の作業についても一つ一つ親身にご指導いただきましたので安心して作業を進めることができました。その結果、文書審査及び現地審査において指摘事項なしでP マークの初回認証を受けることができました。

また、トムソンネットのコンサルを通じて弊社PMS 担当者の育成も図られたことでP マーク認証取得後の安定した社内運営に繋がり、昨年12月の初回更新審査にも自然体で臨んで今年3月に無事、P マークの継続認証を受けることができましたので、大変感謝しております。

【保険代理店のみなさまへのお願い！】

「保険代理店様における個人情報保護への取り組み」のページは、今後保険代理店のみなさまに個人情報保護への取り組みをお聞きして、P マークニュースに掲載させて戴くことで、個人情報保護に関する情報交換の場にして行きたいと思っております。

就きましては、P マークニュースで日頃お世話になっているみなさまのところに出向いて、記事提供へのご協力をお願いする予定です。

記事のご寄稿も大歓迎です。是非みなさまとともにこのページを作って行きたい、宜しくお願い致します。

3. 改正個人情報保護法が施行されました（続々）

－「提供」個人情報の取扱いが変わりました－

改正個人情報保護法(以下「法」)が、2017年5月30日に施行されました。10年ぶりの個人情報保護法改正によって、中小事業者の特例はなくなり全ての事業者の遵守が義務づけられ、個人情報保護が大きく再認識される年となりました。「法」の改正をうけて、Pマークの認証基準である JIS 規格も、見直し検討に入っており、2017年秋以降に改正・公表される見込みです。

今号では、前号に続き、改正個人情報保護法の内容のうち①「提供—オプトアウト規定の見直し」／②「提供時の確認・記録義務」／③「いわゆる提供罪の新設」、さらに④保険代理店における改正「法」の「提供」の適用について詳述します。

(註)「法」は「個人情報」を「個人情報データベース等」「個人データ」「保有個人データ」と分けて定義し、その各々の取扱いルールを分けています。今号では「法」の「提供」に関する規程について詳述します。従って「個人情報」として一括して定義している JIS 規格とは異なります。今後明らかになる改正 JIS の取扱いと同一の取扱いになるか否かについては未定の部分があります。

(1) 「提供」—オプトアウト規定の見直しなど— について

「提供」とは、個人データを、自己以外の者(「第三者」)が利用可能な状態に置くことです。「第三者」ですから、社内での他の部署への個人データの提供は、「法」では「提供」とは言いません。個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データを利用できる状態にあれば(利用する権限が与えられていれば)、「提供」に当たります。

「提供」に当たっては、提供することについて「本人が同意している」ことが原則です。

例えば、退職した従業員に関する在籍状況や勤務状況等の問合せに答えることは個人データの第三者提供に該当しますので、本人の同意が必要です。

ただし、下記の場合は「本人同意」が不要と規定されています。

- ① 法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑤個人情報の取扱いを「委託」するとき(「第三者」にあたらぬ)
- ⑥事業継承するとき(「第三者」にあたらぬ)
- ⑦共同利用するとき(「第三者」にあたらぬ)
- ⑧オプトアウトの時(現行 JIS 規格にはなし、改訂 JIS 規格の取扱いは今後)

オプトアウトによる「提供」とは、「本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをあらかじめ通知または公表のうえ「提供」することですが、その実施にあたり「オプトアウトにあたっての通知項目の明示」「個人情報保護委員会への届け出」が規定されました。届出は2017.3.1から受付が開始されています。ダイレクトメールによって利用される個人データにはオプトアウトによる提供が多く、このルールの適用がされていくと思います。また、保険会社が代理店変更、M&A。共同募集などの理由により、契約時扱い代理店以外の代理店に、更改情報を提供する際に、オプトアウト条項を利用して、契約者本人同意なしで、提供する例なども考えられます。

オプトアウトにあたって明示すべき通知項目は下記と規定されています。

- ・ 第三者への提供を利用目的とすること。
- ・ 第三者に提供される個人データの項目
- ・ 第三者への提供の方法
- ・ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- ・ 本人の求めを受け付ける方法(改正法で追加 ガイドラインに例示)

事例 1) 郵送／事例 2) メール送信／事例 3) ホームページ上の指定フォームへの入力／事例 4) 事業所の窓口での受付／事例 5) 電話

(2) 「提供時の確認・記録義務」について

① 「提供した・提供された」時には記録・確認の義務を規定

- a. 「提供する」時には、「記録義務」が、「提供された」（提供受け）時には「確認・記録義務」が規定されています。なお、同意取得の「提供」とオプトアウトによる「提供」とでは記録事項が異なっているため、留意が必要です。
- b. 原則として、個人データの授受の都度（「提供した・提供された」時）、速やかに、記録を作成すること。なお、個人データを授受する前に記録を作成することもできます。本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできます。（一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができます。）
- c. ただし、下記の「提供する」場合は「記録義務」がないと規定されています。

○前節1で提供にあたらなかった①から⑧の場合

○「提供者」にあたらなかったと解釈できる場合（JIS規格に明示はありません。今後の改訂に注目）

- ・本人による提供（事業者が運営する SNS 等に本人が入力した内容が、自動的に個人データとして不特定多数の第三者が取得できる状態に置かれている場合）

（事例 SNS 上で、投稿者のプロフィール、投稿内容等を取得する場合）

- ・本人に代わって提供（個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合）

（事例）保険会社が事故車の修理手配をする際に、本人が選択した提携修理工場に提供する場合

（事例）事業者が、顧客から電話で契約内容の照会を受けたため、社内の担当者の氏名、連絡先等を当該顧客に案内する場合

○「受領者」にあたらなかったと解釈できる場合（JIS規格に明示はありません。今後の改訂に注目）

- ・本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合

（事例）金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合

- ・提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行う場合（事例）振込依頼人の法人が、受取人の個人の氏名、口座番号などの個人データを、仕向銀行を通じて被仕向銀行の振込先の口座に振り込む場合

○「提供」行為にあたらなかったと解釈できる場合

- ・不特定多数の者が取得できる公開情報は、本来であれば受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されません。

（事例）ホームページ等で公表されている情報

ただし、特定の者のみアクセスできる情報、提供者の業務上取得し得た非公開の情報などについては、当てはまらない。

（事例）報道機関により報道されている情報

○以下の物に提供する場合

- ・国の機関／・地方公共団体／・独立行政法人等（全国に 88 あり、文科省に多い）／
- ・地方独立行政法人（地方公立大学 68 等全部で 130 あり）

- d. また、下記の「提供された」（提供受け）場合は、提供を受ける側に「確認・記録義務」がないと規定されています。

○提供者に記録義務がない場合の①から⑤の場合

○「受領者」にとって「個人データ」に該当しない場合（JIS規格に明示はありません。今後の改訂に注目）

（事例）個人情報取扱事業者の営業担当者が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺 1 枚を取り出してそのコピーを他の個人情報取扱事業者の営業担当者に渡す場合、受領した側の個人情報取扱事業者は確認・記録義務を負わない。

●：「受領者」にとって「個人情報」に該当しない場合

(事例) 提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにした個人データの提供を受けた場合

(事例) 提供者で管理している ID 番号のみが付された個人データの提供を受けた場合

f：「提供を受ける」に該当しない場合(JIS規格に明示はありません。今後の改訂に注目)

- ・口頭、FAX、メール、電話等で、受領者の意思とは関係なく、一方的に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、確認・記録義務は適用されない。

②「提供する」場合の「記録」について

<提供者の記録事項>

- ・提供年月日(オプトアウトによる第三者提供の場合のみ記録必要)
- ・第三者の氏名等(不特定多数の時はその旨)
- ・本人の氏名その他の本人を特定するに足りる事項
- ・個人データの項目(例示 氏名、住所 電話番号 年齢 商品購入履歴など)
- ・本人同意を得ていること(オプトアウトによる第三者提供の場合は不要)

<提供者の記録保存期間>

- ・契約書等の代替手段により記録を作成した場合・・・最後に当該記録に係わる提供を行った日から起算して1年を経過するまでの日
- ・一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合・・・最後に当該記録に係わる提供を行った日から起算して3年を経過するまでの日
- ・これ以外の場合・・・最後に当該記録に係わる提供を行った日から起算して3年を経過するまでの日

③「提供された」(提供受け)時の「確認・記録」について

<提供を受ける者の確認・記録事項>

- ・名称、住所、代表者等の確認(口頭申告、本人確認書類の提示受け、ホームページの確認、信頼のおける民間業者のDBでの確認など)
- ・取得の経緯(提供者と受領者館の契約書面、提供者の提供同意書の確認など)
- ・提供者の法の遵守状況の確認(ガイドラインの「望ましい」事項)

<提供者を受ける者の記録保存期間>

- ・<提供者の記録保存期間>に同じ

(3) いわゆる「提供罪」の新設について

不正な利益を図る目的で提供し、または盗用する行為を処罰

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(「法」83条)

(4) 保険代理店における改正「法」の「提供」の適用について

①保険代理店での「提供」の多くは、保険会社との業務委託契約にもとづく「提供」や人事総務関連の当該機関への報告等の法令に基づく「提供」です。従って「法」改正によって新たな適用になる「提供」のケースは少ないと思われます。

②しかしながら下記の個人情報の「提供」の際には、「法」の求める新たな「提供」ルールに基づく運用が必要となります。即ち、「オプトアウト適用の際の変更ルール」「『提供する時』、『提供』される時』の記録・確認義務」です。

- ・他社契約保険証券情報を、契約者以外を経由して取得した顧客個人情報
- ・「募集関連行為従事者」から取得する顧客個人情報
- ・団体契約にあたって契約団体から取得する社員個人情報(見込み顧客の段階)
- ・文書以外(口頭・電話など)により「提供」された個人情報
- ・契約者宛てのメルマガ

各個人情報についての適用の具体的な詳細は、担当コンサルからご案内させていただきますので、照会ください。

4. 5年間を振り返って（Pマークニュース創刊の頃と比較する）

Pマークニュース創刊以来、「個人情報漏えい事故の発生状況」及び「保険代理店におけるPマーク取得動向」をフォローしてきましたが、ここで5年間の推移を振り返ってみました。

（1）個人情報漏えい事故の発生状況について

Pマーク取得事業者における個人情報漏えい事故の発生状況を発表しているJIPDECの2011年から最新の集計である2015年まで資料に基づき、推移を辿ってみました。

年度	漏洩							盗難・紛失			その他	合計
	誤送付					ウイルス感染	その他漏洩	盗難		紛失		
	宛名間違い	配達ミス	封入ミス	FAX	メール			車上荒らし	置引等			
2011年	177	44	174	129	285	7	132	13	32	383	59	1434
2012年	188	3	254	108	253	2	133	17	30	379	80	1447
2013年	270	2	243	126	274	2	194	4	28	404	80	1627
2014年	282	1	275	126	305	1	114	8	40	416	80	1648
2015年	311	5	334	157	409	6	135	13	29	435	121	1995
増加率*	175%	11%	192%	122%	143%	86%	102%	100%	91%	114%	205%	139%

*増加率は2011年と2015年の件数を比較したもので5年間の増加率を示しています。

- ①Pマーク取得事業者におけるトラブル件数の増加は、Pマーク取得事業者数の増加に比例して増えるといった側面はありますが、この間の漏えい事故全体の増加率は139%と、事業者数の増加割合（増加率117%）を超えており、個人情報漏えい事故は年々増加傾向にあるといえます。
- ②事故の要因では、「誤送付」の範疇に入るものが多くを占めています。その中でメール／封入ミス／宛名間違いが件数及び増加率ともに高く、ワースト3になっています。

（2）Pマーク取得保険代理店について

保険代理店におけるPマーク取得動向を同じくJIPDECの資料からここ5年間の動向をフォローし下表に纏めました。

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年*	合計
新規取得保険代理店数	22	17	16	16	15	5	91
更新取止保険代理店数	2	6	7	5	5	5	30
年度増加数	20	11	9	11	10	0	61
Pマーク取得代理店数	88	99	108	119	129	129	

- ①新規にPマークを取得した保険代理店の数は、2013年以降は15事業者ほどで概ね安定的に推移してきました。この間、2016年のマイナンバー法施行や保険業法改正等がありましたが、Pマーク取得の要因にはならなかったようです。なお、今年（2017年）の出遅れ（低調さ）が気になります。
- ②上表で注目されるのが、更新取止件数です。Pマークの更新継続をしなかった事業者が調査期間の累計で30社に達しています。保険代理店における個人情報保護の重要性を考えると、直ちに納得し難い数字です。更新取止の30社の中には、一度も更新せずPマークを取止めた代理店が12社（40%）もあり、Pマークの運用の定着化の難しさが窺えます。
- ③保険代理店のPマーク取得は、東京を中心とした大型代理店で先行しましたが、下表が示すようにこの5年間で全国的に広がりつつあることが分かります。

年度	東京所在のPマーク取得の保険代理店数	割合	Pマーク取得代理店数が東京に次ぐ2位／3位の府県	Pマーク取得代理店が存在する都道府県数
2012年	53社	62%	大阪(6社)／神奈川(5社)	14都府県
2017年*	71社	55%	大阪(12社)／神奈川・福岡(7社)	20都府県

*2017年の数字はいずれも5/末までの集計による

5. トムソンネットからのお知らせ

(1) 今回の個人情報保護法の改正に伴って、社内の個人情報取扱規程や個人情報の安全管理取扱い規程等の改訂・整備をご検討の保険代理店様もいらっしゃると思います。

弊社では、こうした規程類整備の支援業務も行っておりますので、斯かる作業への要員確保にお悩みの場合は、是非、弊社にご相談ください。

(2) 個人情報保護法の改正をうけて、Pマークの認証基準である JIS 規格(15001)も、見直し検討に入っており、2017 年秋以降に改正・公表される見込みです。このため、7 月の半ば過ぎから約 2 か月の予定で意見受付公告が行われております。

JIS 規格改定につきましても、内容が明らかになり次第、本紙でも取り上げて行く予定です。

以上

Pマークをはじめとして各種ご相談は下記で承っています。ご気軽にどうぞ！

連絡先 株式会社トムソンネット (<http://www.tmsn.net/>)

〒101-0062 東京都千代田区内神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ 13 階

電話 03-3527-1666 FAX03-5298-2556

担当: 岩原 秀雄 (Mail: iwaharahi1017@tmsn.net) 平泉 哲史 (Mail: s.hiraizumi@tmsn.net)

本間 晋吾 (Mail: s.honma@tmsn.net)